

公益財団法人山梨県環境整備事業団（第五次）改革プラン

－ 経営健全化方針 －

令和7年3月

山 梨 県

目 次

第 1 経緯	1
1 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」の策定	
2 財団法人山梨県環境整備事業団の設立	
3 事業団による処分場事業の推進	
(1) 山梨県環境整備センター（明野・廃棄物最終処分場）	
(2) かいのくにエコパーク（境川・一般廃棄物最終処分場）	
4 事業団の必要性	
第 2 これまでの経営改善の取り組み	7
1 第一次改革プラン	
(1) 第一次改革プランの策定	
(2) 経営改善の内容と実施状況	
2 第二次改革プラン	
(1) 第一次改革プランの見直し	
(2) 経営改善の内容と実施状況	
3 第三次改革プラン	
(1) 第二次改革プランの見直し	
(2) 経営改善の内容と実施状況	
4 第四次改革プラン	
(1) 第三次改革プランの見直し	
(2) 経営改善の内容と実施状況	
第 3 環境整備センターの収支見直し	15
第 4 経営改善に向けた今後の取り組み	16
1 計画期間	
2 経営方針	
3 県による支援	
(1) 財政支援	
(2) 人的支援	
第 5 進行管理	17

第1 経緯

1 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」の策定

- 全国的に産業廃棄物最終処分場のひっ迫が強まる中、県では、平成4年7月に産業界、有識者、市町村等からなる「廃棄物処理施設対策委員会」を設置し、本県の廃棄物対策の方向性に関する議論をお願いした。
- 廃棄物処理施設対策委員会は、数次にわたる議論を経て、平成5年3月に県に対し、「県は民間処理を補完する観点から最終処分場の確保に関与する必要がある。」等の報告を行った。
- 県では、報告を踏まえ、平成5年9月に「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定し、施設整備の基本的な考え方、具体的な推進方策等を示した。整備方針では、県内を5地区に区分し管理型最終処分場を整備すること、最終処分場の用地は県及び市町村が協力して選定すること、民間事業者、市町村及び県の出捐により事業主体となる財団法人を設立することなどを定めた。

2 財団法人山梨県環境整備事業団の設立

- 財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）は、整備方針に基づき、平成6年11月に産業界、市町村及び県の出捐により設立された。事業団は、公共関与による安全性と信頼性が確保できる産業廃棄物最終処分場などの整備・運営を行い、廃棄物処理の先導的な役割を果たし、県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

3 事業団による処分場事業の推進

（1） 山梨県環境整備センター（明野・廃棄物最終処分場）

① センターの概要

- 山梨県環境整備センター（以下「センター」という。）は、本県で初めての公共関与による管理型の産業廃棄物最終処分場として、北杜市明野町において平成21年5月に操業を開始した。
- 施設整備に当たっては安全性を重視し、施設面では、埋立地に多重の遮水構造を設けてリスクの低減を図るとともに、浸出水（汚水）処理施設では最新技術を導入することにより、有害物質等を国の基準を上回る水質レベルまで除去することを可能とした。また、施設の管理運営に当たっては、平成18年6月に北杜市、事業団、県の3者で締結した「明野産業廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」に基づき、安全な管理運営に努めている。

<山梨県環境整備センターの概要>

施設	管理型廃棄物最終処分場	埋立構造	準好気性埋立
		浸出水処理方式	生物処理+物理化学処理+高度処理
所在地	北杜市明野町浅尾	浸出水処理能力	80m ³ /日
全体面積	11.2ha	遮水構造	底面部：ベントナイト混合土 二重シート 法面部：自己修復性シート 二重シート
埋立面積	2.5ha		
全体埋立容量	28万m ³		
埋立形式	サンドイッチ方式	埋立期間	5.5年

② センターの経営改善に向けた取り組み

(ア) 財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会の設置

○ センターの操業開始前の平成20年5月に開催された事業団の理事会及び評議員会に示された概算収支計画では、最終収支差額として18百万円余りの黒字を見込んでいた。しかしながら、平成21年5月の操業開始時には、リーマンショックに端を発した景気低迷による企業の生産活動の低下に伴う産業廃棄物排出量の減少やリサイクルの進展による産業廃棄物最終処分量の減少などの様々な要因により、操業開始当初から廃棄物の搬入量が概算収支計画から大きく乖離することが見込まれる状況であった。

○ このため、事業団では、概算収支計画の見直し等に向け調査検討を行うため、平成21年6月に財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その見直しに着手した。

○ 委員会では、収支差額を左右する最大の要素は料金収入であり、その影響因子は、操業開始後の契約状況や景気変動であるとして、センターの産業廃棄物搬入見込みを推計し、概算収支計画の見直しを行った。

○ 推計・試算では、

- ・ 厳しい経済状況下での操業開始となったこと
- ・ 埋立期間を5.5年という短期間に設定したこと
- ・ 安定的に一定量の搬入が見込める一般廃棄物の焼却灰等の受入を除外したこと
- ・ 最終処分量が減少傾向にある中で、民間処分場との価格競争の影響が想定よりも大きかったこと

など複数の要因により、料金収入は概算収支計画で見込んでいた約49億円から約15億円へと大幅に減少するものと分析し、その結果、「現行の概算収支計画については、現状では達成が困難」であり、「収支差額として34億57百万円の赤字が見込まれる」との結論に至った。

○ また、委員会からは経営改善に向けて、

- ・ 地元の理解を得た上での埋立期間の延長や一般廃棄物の焼却灰等の受入
- ・ 契約量に応じて受入料金を弾力的に運用するなど、より一層の営業努力を行う中で搬入量を確保
- ・ 経費の節減 などの提言がなされた。

(イ) 委員会からの提言を受けての取り組み

- 委員会の提言を受け、事業団はセンターを有効活用し、赤字を極力縮減することを目的として、平成22年3月から、受入料金単価を引き下げる改定（料金表ベースの単純平均で▲18.8%）を行った。
- また、平成22年4月1日に知事が事業団の理事長に就任するとともに、県庁を挙げてセンターの活用促進等を図るため、平成22年4月13日に「廃棄物最終処分場対策本部」が設置され、県と事業団が一体となって、センターの活用促進等に取り組む体制が整備された。県は、平成22年5月26日にセンターの活用促進策を取りまとめ、県と事業団が一体となった取り組みを進めた。

<主な取り組み項目>

- ・ 県が行う公共事業等から排出される産業廃棄物の搬入確保
- ・ 各排出事業者に対する要請（国、市町村の公共事業など）
- ・ 産業廃棄物処理事業者に対する要請
- ・ 産業廃棄物の適正処理の推進（一時保管されている廃棄物の処理促進の要請）

③ 漏水検知システムの異常検知の発生及び施設の閉鎖

(ア) 1度目の異常検知

- センターの搬入量が着実に増加を始めた矢先の平成22年10月4日、漏水検知システムが異常を検知していたことが判明、上層遮水シートの破損のおそれがあったことから、原因究明調査を実施することとなり、廃棄物の受入を中止せざるを得ない状況となった。
- このような予期せぬトラブルにより、委員会の収支計画に少なからず影響が生じることが見込まれ、また、平成22年3月に平成20年度の廃棄物実態調査結果が公表され県内の産業廃棄物の最新の排出動向等が明らかになったことなどから、県は、平成23年5月にセンターの収支見通し等を含む「山梨県環境整備センター（明野）の収支見通し等について」を取りまとめ、公表した。

<「山梨県環境整備センター（明野）の収支の見通し等について」の概要>

- ・ 廃棄物の搬入見込量は、6万7千トンと当初計画の29.3%と見込まれる。
- ・ 最終赤字額は、委員会が示した約35億円から12億円程度拡大し、46億71百万円と見込まれる。

- しかしながら、センターは、本県の産業廃棄物の適正処理を確保するため、多くの関係者の理解をいただきながら既に多額の資金を投じて建設されたものであり、できるだけ早期に廃棄物の受入を再開させた上で、引き続き、その機能を発揮していく必要があるため、廃棄物の搬入促進に向けた取り組みを推進するとした。

※ 公表時において原因究明調査が継続中であったことから、上記の試算は、平成23年10月

の受入再開を仮定して行った。

※ 1度目の異常検知に起因する原因究明調査経費や料金収入の減少等の損害額（約3億8200万円）については、事業団の負担として推計が行われているが、事業団では平成24年11月に施工業者及び埋立等管理業者に対して同額の賠償を請求する訴訟を提起した。

（イ）2度目の異常検知及び施設の閉鎖

- センターは、1度目の漏水検知システムによる異常検知に伴い、約1年5ヶ月の間、廃棄物の受入を停止していたが、安全管理委員会において施設の安全性が確認されたことなどにより、平成24年3月19日から受入を再開し、できるだけ速やかにセンターの営業を軌道に乗せるため、搬入実績を有する処理業者を中心に積極的な営業活動を展開し、受入停止前に近い搬入量を確保し、着実に搬入されるようになった。
- こうした状況を踏まえ、知事は平成24年12月議会において、公害防止協定において埋立開始から5.5年以内と定められている廃棄物の埋立期間について北杜市に対し延長の協議をしていくことを表明したが、平成24年12月19日に2度目の異常検知が発生したため、再度、廃棄物の受入を停止せざるを得ない状況となった。事業団では、学識経験者などで構成する調査委員会を設置し、原因究明調査を行い、平成25年7月29日に調査結果が報告された。

<調査結果の概要>

- ・ 施工過程等において、漏水検知システムの銅線交点部に瞬間的に強い荷重がかかったことにより、上層遮水シートに微小な損傷が生じ、この損傷を介して電流が流れたことが原因である。
- ・ 上層遮水シートの損傷箇所からの汚水漏れの形跡はなく、また、地下水の水質分析結果にも異常はなく、施設全体の安全性は保たれている。
- ・ センターの埋立地においては、同様の損傷が他にも発生している可能性を完全に否定することはできず、今後の廃棄物等の埋立に伴い、再び異常が検知される可能性は完全には否定できない。
- ・ 異常検知が発生した場合、廃棄物の受入を長期間停止するなど、処分場の管理運営に多大な負担と支障を及ぼすと推測される。

- 調査結果を踏まえ、事業団から施工業者等に対して、同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の検討と実施を求めてきたが、施工業者等からは、要請に応じられないとの回答があった。
- このため、今後、センターが廃棄物の受入を再開するためには、裁判を提起して施工業者等に施設の補修を求めるか、事業団が自ら補修を行い、安定的な操業の継続が可能な施設とすることが必要となった。
- しかし、いずれの方策も廃棄物の受入停止の状態が長期に及び処分場としての信頼性を

喪失し、また赤字の更なる拡大により県民負担が増加するため県民の理解を得ることは困難であることから、県は、平成25年11月に「山梨県環境整備センターに関する今後の対応について」をとりまとめ、センターの廃棄物の受入再開を断念し、施設を閉鎖せざるを得ないこと、この影響を考慮した最終赤字額が54億54百万円となることなどを公表した。

- これを受け、事業団では、平成25年12月に施設の閉鎖を決定し、施設の閉鎖後は、最終覆土を行い、引き続き、地下水のモニタリングを実施するなど、施設の安全性に十分留意しながら適切に浸出水（汚水）処理などの維持管理を行っている。
- なお、近年、全国的な産業廃棄物最終処分場のひっ迫が緩和していることなどを踏まえ、本県では、当面公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結しており、センターの閉鎖に伴い、県内に産業廃棄物最終処分場はなくなることになるが、今後は、県内及び全国の産業廃棄物処理量やリサイクル技術の進展などを踏まえ、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を伺いながら、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法などについて検討することとした。

(2) かいのくにエコパーク（境川・一般廃棄物最終処分場）

- センターに続く次期処分場については、峡東地区最終処分場整備検討委員会の検討結果を踏まえ、平成19年12月に県が、笛吹市境川町上寺尾区内における甲府市及び峡東3市の中間処理施設の建設予定地を含む区域内に建設地を決定し、事業団が産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする最終処分場の整備計画を推進してきた。

<次期処分場の当初整備計画>

施設規模	全体面積：約12ha 埋立容量：約60万m ³	受入品目	産業廃棄物：14品目 一般廃棄物：3品目
概算工事費	約87億円	埋立期間	15年以上

- しかしながら、次期処分場の収支見通しについて産業廃棄物と一般廃棄物を区分して推計した結果、一般廃棄物に関しては、処理責任を有する市町村が費用総額を負担することにより収支均衡となるが、産業廃棄物に関しては、最終処分量の減少等を踏まえ、維持管理期間が終了する平成66年時点（当時）の最終収支が約63億円の赤字になることが見込まれることとなった。
- このため、従来計画により整備した場合は、新たに多額の税金を投入することが必要になり県民の理解を得ることは困難であることから、県は、平成23年5月、産業廃棄物の最終処分場の整備については、当面、凍結すべきものと判断し、次期処分場は県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備する方向で、市町村等と協議を行うこととした。
- その結果、平成24年度から、県内の全市町村で構成される山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、事業団へ委託して一般廃棄物最終処分場の整備及び管理運営が行われることとなった。

- 事業団は、平成26年度に処分場の建設及び運営を行う業者を決定した上で、平成26年10月に着工、平成30年11月に竣工、同年12月から操業を開始した。

＜一般廃棄物最終処分場の概要＞

施設	管理型一般廃棄物最終処分場	埋立構造	準好気性埋立
		浸出水処理方式	アルカリ凝集沈殿法
所在地	笛吹市境川町寺尾	浸出水処理能力	120m ³ /日
全体面積	12.5ha	遮水構造	底面部：二重遮水シート 水密アスファルトコンクリート 法面部：二重遮水シート
埋立面積	2.9ha		
全体埋立容量	30万m ³		
埋立形式	サンドイッチ方式+セル方式 併用	埋立期間	20年

4 事業団の必要性

- センターについては、施設を閉鎖せざるを得なくなったが、閉鎖後においても、北杜市、事業団、県の3者で締結した「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」に基づき、浸出水（汚水）処理等の維持管理を適正に行っていく必要がある。
- また、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり整備した一般廃棄物最終処分場については、「一般廃棄物最終処分場事業に関する協定書」に基づき、組合と埋立管理期間中の管理業務委託契約を結び、今後も事業団が運営管理（契約期間：20年間）を行っていくこととなっている。

第2 これまでの経営改善の取り組み

1 第一次改革プラン

(1) 第一次改革プランの策定

- 総務省から第三セクター等の改革についてのガイドラインが示され、また公益法人制度改革関連法が施行されるなど、財政健全化が求められる中、事業団の経営状況について、外部有識者等からなる山梨県出資法人経営検討委員会における検証を行い、事業団の経営改善に向けた検討を行うこととした。
- 事業団の中核的事業であるセンターの経営状況は、リサイクルの進展による産業廃棄物最終処分量の減少等により、当初計画した料金収入が確保できず、また1度目の異常検知の影響等もあり、非常に厳しい経営状況となり、平成21年の操業開始以降、平成23年度まで赤字決算が続くこととなった。
- このため、金融機関及び県からの借入金並びに国、県補助金を財源に整備されたセンターは、整備費借入金の返済原資や運営費を県からの新たな借入金に依存せざるを得ず、平成23年度決算において債務超過が見込まれることとなった。
- 一方、平成20年12月に施行された公益法人制度改革関連法に基づく新たな公益法人制度において、平成25年11月までに新制度での財団法人への移行申請を行わないと事業団は自動的に解散となり、また、移行後も純資産が2期連続して3百万円を下回ると、その決算確定後に開催された定時評議員会の終結時に解散することとなるため、正味財産を維持し、存続要件を満たすことが必要となった。
- このため、平成24年2月に第一次改革プランを策定し、経営改善に向けた取り組みを進めるとともに、事業団の財務基盤を安定させるため、県による財政支援を実施することとした。

<収支見通し（第一次改革プラン策定時）>

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算見込み	平成24年度 予算	平成25年度	平成26年度	平成26年度 受入終了後~
正味財産期首残高	1,416	1,416	950	198	▲ 456	▲ 1,016	▲ 1,573	▲ 3,315
経常収益	料金収入	62	107	0	254	250	164	
	その他	193	12	4	6	6	6	
経常費用	減価償却等	513	541	385	521	519	1,642	1,355
	その他	208	330	273	299	294	270	
単年度損益		▲ 466	▲ 752	▲ 654	▲ 560	▲ 557	▲ 1,742	▲ 1,355
期末残高	1,416	950	198	▲ 456	▲ 1,016	▲ 1,573	▲ 3,315	▲ 4,670

項目	金額
土地	111
基本財産	30
期末残高	3
最終収支	▲ 4,814
計	▲ 4,670

(単位:トン・m3)

受入れ廃棄物量	合計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
概算収支計画	231,244	35,576	40,023	44,470	44,470	44,470	22,235
受入れ見込み量	58,792	3,234	7,435	0	18,285	18,011	11,827

- 原因究明調査の長期化による料金収入の減などにより、収支は143百万円悪化し、4,814百万円の赤字となる見込み。
 主な要因・・・料金収入の減:約119百万円 調査経費の増:約96百万円 経費の見直し:▲72百万円 など

(2) 経営改善の内容と実施状況

《経営改善に向けた取り組み》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①搬入確保対策の実施②長期継続契約の導入③事務所の統合④要員計画の見直し |
|---|

①搬入確保対策の実施及び②長期継続契約の導入について

平成24年3月の受入再開を機に順次取り組みを実施し、着実な廃棄物の搬入及び埋立管理業務委託費等の長期継続契約による経費削減の効果があったが、同年12月に2度目の異常検知が発生し、受入を停止したことに伴い、取り組みを継続することが不可能となった。

③事務所の統合及び④要員計画の見直しについて

平成26年4月に甲府事務所をセンターへ移転・統合し、これに併せて組織及び要員の合理化を図った。なお、事業団は平成25年7月1日に公益財団法人へ移行した。

《県による支援》

県は、事業団の財務基盤の安定化を図るための経営支援補助金の創設・実施や短期無利子貸付の継続等の財政支援、県職員を派遣する人的支援を行った。このうち、経営支援補助金については、平成23年度及び平成24年度において計2億2600万円を交付した。

2 第二次改革プラン

(1) 第一次改革プランの見直し

- センターは、第一次改革プランの想定にほぼ等しい平成24年3月19日から廃棄物の受入を再開し、その後は、受入停止前に近い水準の搬入量を確保し、着実な搬入が続いたが、同年12月に2度目の異常検知が発生し、原因究明調査の結果等を踏まえ検討を行った結果、操業の継続は困難との結論に至り、事業団は平成25年12月に施設の閉鎖を決定した。
- このことに伴い、第一次改革プランにおける収支見通しに大幅な変更が生じることとなり、改めて収支の見直しを行った結果、受入停止及び施設の閉鎖に伴う料金収入の減少や、原因究明調査経費などにより、最終赤字額は6億40百万円拡大し、54億54百万円となることを見込まれた。

<収支見通し（第二次改革プラン策定時）>

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ~平成36年度
正味財産期首残高		1,416	1,416	950	198	▲ 435	▲ 1,208	▲ 1,858	▲ 3,878
経常収益	料金収入		62	107	6	168			
	その他		193	12	9	6	6	7	61
経常費用	減価償却等		513	541	400	674	385	1,608	444
	その他		208	330	248	273	271	419	1,049
単年度損益			▲ 466	▲ 752	▲ 633	▲ 773	▲ 650	▲ 2,020	▲ 1,432
期末残高		1,416	950	198	▲ 435	▲ 1,208	▲ 1,858	▲ 3,878	▲ 5,310

項目	金額
土地	111
基本財産	30
期末残高	3
最終収支	▲ 5,454
計	▲ 5,310

受入れ廃棄物量	合計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
概算収支計画	231,244	35,576	40,023	44,470	44,470	44,470	22,235
受入れ実績	23,992	3,234	7,435	494	12,830	0	0

○ 2度目の異常検知および施設の閉鎖などにより、収支は640百万円悪化し、5,454百万円の赤字となる見込み。

主な要因・・・料金収入の減:約494百万円 最終覆土方法変更による経費の増:約151百万円 水処理施設関連経費の増:約130百万円 など

- ※ 最終覆土を行った後の維持管理期間を10年と見込み、収支見通しを策定している。
- ※ 施設整備に対して交付を受けた国庫補助金(約4億59百万円)について、環境省との協議により財産処分に伴う返還が必要になった場合、最終赤字額は、上表の最終収支額に当該返還額を加えた額となる。環境省との協議の結果、財産処分にあたっては国庫補助金の返還が必要となり、平成27年1月に最終覆土工事が完了したことをもって返還額が約38百万円に確定した。このため、第二次改革プランにおける最終赤字額は54億92百万円となる。
- ※ 2度目の異常検知に起因する調査経費や料金収入の減少等の損害額約5億61百万円については、事業団の負担として推計が行われているが、事業団では、平成26年3月、施設の閉鎖による損害も含めて、施工業者等に対し約10億46百万円の損害賠償請求の訴訟を提起した。平成28年11月に第一審判決が言い渡されたが、判決を不服として控訴した。

(2) 経営改善の内容と実施状況

《経営改善に向けた取り組み》

- 第二次改革プランにおいては、次の4項目を経営改善に向けた主な取り組みとし、施設閉鎖後のセンターについて、地元との協定に基づき安全に配慮しつつ、できる限りコスト縮減を図り効率的な運営に努めるとともに、漏水検知システムの異常検知に係る損害賠償請求訴訟の遂行に最大限努力することとした。

- ①センターの維持管理コストの縮減
- ②異常検知及び施設閉鎖に関する損害額の回収への取り組み
- ③甲府事務所とセンターの統合による財団運営費の節減・合理化
- ④要員計画の見直し

① センターの維持管理コストの縮減について

最終覆土後の維持管理期間において、事業団では、浸出水（汚水）量の減少等に応じて、浸出水処理施設の運転をきめ細かく管理し電気使用量の削減を図るなど、維持管理期間中の主要業務である浸出水処理経費の縮減に努めた。

また、センターの事業用地は大半が地元財産区等からの借地であるが、埋立及び最終覆土工事の終了に伴い、平成26年度中に覆土仮置き場等の用地を返還するとともに、引き続き使用する用地については、平成28年5月の契約期間満了に際して財産区等と協議を行い、平成28年6月から新たな借地単価を適用した。

② 異常検知及び施設閉鎖に関する損害額の回収への取り組みについて

2度にわたる異常検知及び施設閉鎖に起因して発生した損害について、事業団は施工業者等に対し、平成24年11月に第一次訴訟を、また平成26年3月に第二次訴訟を甲府地方裁判所に提起した。

各訴訟は平成26年5月に併合され、複数回の口頭弁論等を経て平成28年4月に結審し、同年11月には埋立等管理業者に対し約1億74百万円の支払いを命じる判決が言い渡されたが、事業団は、判決を不服として、同月、第一審と同じ相手に同額（約14億29百万円）の損害賠償額を求め控訴した。

③ 甲府事務所とセンターの統合による財団運営費の節減・合理化について

平成26年4月に甲府事務所をセンターへ移転・統合し、甲府事務所で要していた事務所使用料等の削減を図った。

④ 要員計画の見直しについて

事務所の統合効果に加え、維持管理期間移行後の業務の状況等を勘案して、センターにおける要員の合理化を図った。

《県による支援》

県は、第一次改革プランに引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子資金の貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。

このうち、経営支援補助金については、平成25年度から平成28年度までの4年間に於いて計22億99百万円を交付した。

3 第三次改革プラン

(1) 第二次改革プランの見直し

- 第二次改革プラン策定後、収支見直しに対して、次のとおり状況の変化が生じた。

①国庫補助金の返還額の確定

施設整備に対して国から交付を受けた国庫補助金に関し、センターの閉鎖に伴う財産処分について環境省と協議中であったが、財産処分にあたっては補助金の返還が必要となり、平成27年1月に最終覆土工事が完了したことに伴い、約38百万円を国へ返還することとなった。

②消費税率の引き上げ

第二次改革プランにおける収支見直しでは、消費税率を5パーセントとして推計しているが、平成26年4月に8パーセントへ引き上げられ、更に、平成31年10月には10パーセントへと引き上げられることから、これによる影響額を試算すると39百万円程度となる見込みとなった。

- センターの維持管理経費等は、項目ごとには第二次改革プランの想定との乖離もみられるが、事業団の経営改善に向けた取り組みにより、全体的には概ね計画どおり推移しているため、最終赤字額は、国庫補助金返還額を考慮した第二次改革プランにおける最終赤字額（54億92百万円）とほぼ同額の約54億84百万円となることが見込まれた。
- なお、平成28年度までに県から交付された経営支援補助金並びに施設整備に対して国及び県から交付された補助金の平成29年度以降の按分額等を考慮すると、今後、処分場の廃止を想定する平成36年度までに処理が必要となる赤字額は、約9億35百万円となることが見込まれた。

(単位:百万円)

		平成20年度 ~平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成25年度 ~平成28年度 小計	平成29年度 ~平成36年度
正味財産期首残高		1,416	▲ 1,208	▲ 1,842	▲ 4,123	▲ 4,210		▲ 4,237
経常収益	料金収入	343	0	0	0	0	0	0
	その他	220	6	282	112	126	526	118
経常費用	減価償却等	2,128	385	1,608	30	30	2,053	384
	その他	1,059	255	955	169	123	1,502	856
単年度損益		▲ 2,624	▲ 634	▲ 2,281	▲ 87	▲ 27	▲ 3,029	▲ 1,122
期末残高		▲ 1,208	▲ 1,842	▲ 4,123	▲ 4,210	▲ 4,237		▲ 5,359

項目	金額
土地	92
基本財産	30
期末残高	3
最終収支	▲ 5,484
計	▲ 5,359

○最終収支は、第二次改革プランの5,492百万円(国補返還額を含む。)に対して、8百万円程度改善する見込み。

《主要要因》…電気料等維持管理経費の増:約64百万円 消費税引き上げによる経費の増:約39百万円
 要員計画見直しによる人件費の減:▲約21百万円 借地単価見直しによる経費の減:▲約89百万円

- ※ 最終覆土を行った後の維持管理期間を10年と見込み、収支見直しを策定していた。
- ※ 平成28年度までの赤字額については、県から経営支援補助金約44億27百万円を交付して補填済みとなっている。従って、平成29年度から処分場の廃止を想定する平成36年度までに処理が必要となる赤字額は、当該期間中における単年度損益の合計額約11億22百万円から、施設整備に対して国及び県から交付された補助金の按分額等約1億87百万円を控除した、約9億35百万円と見込まれる。

(2) 経営改善の内容と実施状況

《経営改善に向けた取り組み》

- 第三次改革プランにおいては、次の3項目を経営改善に向けた主な取り組みとし、引き続き、地元との協定に基づき安全に配慮しつつ、できる限りコスト縮減を図り、効率的な運営に努めるとともに、漏水検知システムの異常検知に係る損害賠償請求訴訟の遂行に引き続き最大限努力することとした。

- ①センターの維持管理コストの縮減
- ②異常検知及び施設閉鎖に関する損害額の回収への取り組み
- ③要員計画の見直し

① センターの維持管理コストの縮減について

最終覆土後の維持管理期間において、事業団では、浸出水（汚水）量の減少等に応じて、浸出水処理施設の運転をきめ細かく管理し電気使用量の削減を図るなど、維持管理期間中の主要業務である浸出水処理経費の縮減に努めた。

② 平成30年2月、控訴審において原告（事業団）の請求棄却・訴訟終結

③ 要員計画の見直しについて

更なる業務内容の精査を行うことにより、センターにおける要員の合理化を図った。

《県による支援》

県は、第二次改革プランに引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子資金の貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。

このうち、経営支援補助金については、平成29年度から令和2年度までの4年間に
おいて計2億77百万円を交付した。

4 第四次改革プラン

(1) 第三次改革プランの見直し

- 第三次改革プランの期間中、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことから、浸出水処理施設を更にきめ細かく運転管理し、電気使用量の削減を図るなど、維持管理期間中の経費節減に努めた。
- こうした状況等から、改めて収支の見直しを行った結果、処分場の廃止を想定する令和6年度末の最終赤字額を53億19百万円程度と見込むとともに、令和6年度までに処理が必要となる赤字額については、4億84百万円と見込んだ。

(単位:百万円)

		平成20年度 ~平成28年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度 ~令和2年度 小計	令和3年度 ~令和6年度
正味財産期首残高		1,416	▲ 4,235	▲ 4,275	▲ 4,358	▲ 4,471		▲ 4,575
経常収益	料金収入	343	0	0	0	0	0	0
	その他	727	59	15	17	10	101	41
経常費用	減価償却等	4,181	30	30	30	30	120	264
	その他	2,540	69	68	100	84	321	396
単年度損益		▲ 5,651	▲ 40	▲ 83	▲ 113	▲ 104	▲ 340	▲ 619
期末残高		▲ 4,235	▲ 4,275	▲ 4,358	▲ 4,471	▲ 4,575		▲ 5,194

項目	金額
土地	92
基本財産	30
期末残高	3
最終赤字	▲ 5,319
計	▲ 5,194

○最終収支は、第三次改革プランの5,484百万円に対して、165百万円程度改善する見込み。

《主要要因》…電気料等水道光熱費の減:約70百万円 施設修繕費の減:約40百万円 薬品費の減:約6百万円
参考:要員計画の見直しによる境川受託会計の人件費の減:約10百万円(H31→R1)

- ※ 最終覆土を行った後の維持管理期間を10年と見込み、収支見通しを策定している。
- ※ 令和2年度までの赤字額については、県から経営支援補助金約47億13百万円を交付して補填することとしている。従って、令和3年度から処分場の廃止を想定する令和6年度までに処理が必要となる赤字額は、当該期間中における単年度損益の合計額約6億19百万円から、施設整備に対して国及び県から交付された補助金の按分額等約1億10百万円を控除し、補助後の正味財産期末残価が3百万円となるように調整した額約4億84百万円と見込まれる。

(2) 経営改善の内容と実施状況

《経営改善に向けた取り組み》

- 第四次改革プランにおいては、次の2項目を経営改善に向けた主な取り組みとし、引き続き、地元との協定に基づき安全に配慮しつつ、できる限りコスト縮減を図り、効率的な運営に努めることとし、累積赤字額の減額に努めた。

①センターの維持管理コストの縮減

②組織・人員配置の見直し

① センターの維持管理コストの縮減について

最終覆土後の維持管理期間において、事業団では、浸出水（汚水）量の減少等に応じて、浸出水処理施設の運転をきめ細かく管理し電気使用量の削減を図るなど、維持管理期間中の主要業務である浸出水処理経費の縮減に努めた。

② 組織・人員配置の見直し

更なる業務内容の精査を行うことにより、センターにおける要員の合理化を図った。

《県による支援》

県は、第三次改革プランに引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子資金の貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。

このうち、経営支援補助金については、令和3年度から令和6年度までの4年間において計3億44百万円を交付する見込みとなっており、この結果、平成23年度以降の交付総額（赤字処理額）は、50億46百万円となる見込みである。

第3 環境整備センターの収支見通し

- これまで最終覆土を行った後の維持管理期間を10年と見込み、第四次改革プランの計画期間（令和6年度末）をもって維持管理が終了となる見込みであったが、令和5年1月に実施した環境モニタリングにおいて、依然として浸出水中の「ほう素及びその化合物」及び「溶解性マンガン含有量」の2項目が排水基準に適合せず、処分場の将来見通しを立てられない状況となった。
- この状況から、今後のセンターの維持管理の見通しを立てるため、令和6年7月に知事附属機関として、客観的・学術的に明野処分場の浸出水の水質予測等を行うため、「山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会」を設置した。
- 調査検討委員会においては、更に10年から15年程度の維持管理期間を要することが見込まれると答申した。
- このことから、第五次改革プラン中の令和7年度から令和10年度末までに処理が必要となる赤字額は、5億5百万円が見込まれ、令和10年度末までの累積赤字額は、54億87百万円程度となることを見込まれる。
- 更に、近年社会問題化している有機フッ素化合物のPFOS・PFOAについて、令和6年5月に、センターにおいて浸出水や放流水を検査したところ、PFOS等が確認された。
- 今後も引き続き、国の動向を注視しつつ浸出水等の監視を行い、周辺生活環境への影響がないよう適切な対応を図っていく。

(単位:百万円)

		平成20年度 ～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和3年度 ～令和6年度 小計	令和7年度 ～令和10年 度
正味財産期首残高		1,416	▲ 4,562	▲ 4,660	▲ 4,755	▲ 4,853		▲ 4,956
経常収益	料金収入	343	0	0	0	0	0	0
	その他	827	6	6	6	6	24	24
経常費用	減価償却等	4,301	30	28	28	27	113	64
	その他	2,847	74	73	76	82	305	491
単年度損益		▲ 5,978	▲ 98	▲ 95	▲ 98	▲ 103	▲ 394	▲ 531
期末残高		▲ 4,562	▲ 4,660	▲ 4,755	▲ 4,853	▲ 4,956		▲ 5,487

○令和10年度末における収支見込み(期末残高)は、令和6年度期末の収支見込みに対して531百万円程度悪化する見込み。

- ※ 令和6年度までの赤字額については、県から経営支援補助金約50億46百万円を交付して補填済みとなる見込みである。(別紙)
- ※ 令和7年度から令和10年度までに処理が必要となる赤字額は、当該期間中における単年度損益の合計額約5億31百万円から、施設整備に対して国及び県から交付された補助金の按分額約26百万円を控除した額約5億5百万円と見込まれる。(別紙)

第4 経営改善に向けた今後の取り組み

1 計画期間

本プラン（第五次）の計画期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。

ただし、上記期間中にセンターの収支見直しなどに大幅な変更が生じた場合には、必要に応じてプランの見直しについて検討を行うこととする。

2 経営方針

累積赤字額の拡大抑制に向けては、周辺生活環境の保全を第一に、答申を参考として北杜市や地域住民へ丁寧に説明をする中で、合理的な観点からセンターの維持管理コストの縮減について検討を進め、効率的な運営に努めていく。

なお、有機フッ素化合物である PFOS・PFOA については、周辺生活環境保全上の支障が生じないように、県と事業団が連携し処理を行うとともに、処分場敷地内の地下水等について水質監視を実施する。

《経営改善に向けた主な取り組みと工程表》

○経営改善に向けた主な取り組み

- ①センターの維持管理コストの縮減
- ②組織・人員配置の見直し

○工程表

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
維持管理コストの縮減	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
組織・人員配置の見直し	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶

3 県による支援

事業団は、今後も、廃棄物処理法に基づき、処分場を廃止するまでの間、浸出水（汚水）処理等の維持管理を適正に行っていく必要がある。また、山梨県市町村総合事務組合から委託を受けて一般廃棄物最終処分場の運営管理を行っていく必要があることから、引き続き、県による財政支援及び人的支援を行うこととする。

(1) 財政支援

① 経営支援補助金の継続

事業団の財務基盤の安定を図るため、平成23年度に創設した経営支援補助金による支援を引き続き実施する（別紙）。

② 短期無利子貸付の継続

金融機関への支払利子を軽減し、損失の拡大を抑制するために、引き続き短期無利子貸付を実施する。

③ 損失補償の継続

金融機関からの借入れが円滑に行われるために、引き続き損失補償を行う。

(2) 人的支援

県の政策として実施してきた最終処分場事業を今後も効果的・効率的に推進するため、県職員の派遣継続等により事業遂行に必要な組織体制を構築する。

第5 進行管理

事業団は、毎年度、本プランの実施状況及び経営状況について県に報告し、県は、その結果を検証の上、山梨県出資法人経営検討委員会に報告を行い、点検・評価を実施する。

別紙

経営支援補助金について

- 法人としての存続要件である、純資産額(正味財産期末残高)3百万円を維持できるよう、毎年度発生する事業損失額を対象に補助金を交付する。

※各年度の事業損失額は、法人税法の所得計算に基づき、単年度損益(正味財産増減額)に整備費補助金(1,386百万円)を按分の上収益として計上して、算出する。

- 令和6年度までの補助実績及び第五次改革プランの計画期間中の各年度の補助見込額は、下表のとおり。

(単位:百万円)

		H21~R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	第五次改革プランの計画期間				R7~R10年度	合計
							R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
単年度損益(正味財産増減額)	A	▲ 5,978	▲ 98	▲ 95	▲ 98	▲ 103	▲ 135	▲ 148	▲ 112	▲ 136	▲ 531	▲ 6,903
整備費補助金の各年度における按分額	B	1,274	13	12	12	13	11	11	2	2	26	1,350
事業損失額	C=A+B	▲ 4,704	▲ 85	▲ 83	▲ 86	▲ 90	▲ 124	▲ 137	▲ 110	▲ 134	▲ 505	▲ 5,553
補助金額		4,702	85	83	86	90	124	137	110	134	505	5,551
補助後の正味財産期末残高		140	127	115	103	90	79	68	66	64		

◎ 環境整備センターの収支見通し

基本財産 30
整備費補助金 1,386

(単位:百万円)

		H20年度	H21~R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	第五次改革プランの計画期間				R7~R10年度	合計
								R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
正味財産期首残高		1,416	1,416	▲ 4,562	▲ 4,660	▲ 4,755	▲ 4,853	▲ 4,956	▲ 5,091	▲ 5,239	▲ 5,351	▲ 4,956	
経常収益	料金収入		343	0	0	0	0						343
	その他		827	6	6	6	6	6	6	6	6	24	875
経常費用	減価償却		4,301	30	28	28	27	27	27	5	5	64	4,478
	その他		2,847	74	73	76	82	114	127	113	137	491	3,643
単年度損益(正味財産増減額)			▲ 5,978	▲ 98	▲ 95	▲ 98	▲ 103	▲ 135	▲ 148	▲ 112	▲ 136	▲ 531	▲ 6,903
正味財産期末残高※		1,416	▲ 4,562	▲ 4,660	▲ 4,755	▲ 4,853	▲ 4,956	▲ 5,091	▲ 5,239	▲ 5,351	▲ 5,487	▲ 5,487	

※正味財産期末残高は、公益法人会計基準に基づく決算額とする

○減価償却

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	要償却額	償却方法	減価償却額										
			H21~R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R7~R10年度	
本体建設工事	2,164	生産高比例法	2,164										
浸出水処理施設	1,241	定額法	977	30	28	28	27	27	27	5	5	64	
開業費	1,160	定額法	1,160										
	4,565		4,301	30	28	28	27	27	27	5	5	64	